

参考

# 自殺対策官民連携協働会議 第2回議事録（案）

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

自殺対策推進室

## 第2回自殺対策官民連携協働会議 議事次第

日 時：平成26年2月4日（火）16:00～18:29

場 所：経済産業省別館1111号会議室

### 1. 開 会

### 2. 内閣府挨拶

### 3. 議 事

(1) 第1回自殺対策官民連携協働会議委員意見への対応状況について

(2) 平成25年度自殺対策強化月間について

(3) 報告事項

- ・ 経営者保証に関するガイドラインについて
- ・ 平成26年度予算（案）
- ・ 平成25年の自殺の状況
- ・ 平成25年度自殺対策官民連携協働ブロック会議実施報告
- ・ 委員提出資料

### 4. 閉 会

○樋口座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第2回「自殺対策官民連携協働会議」を開催いたしたいと思います。

本日は外は雪が舞っておりまして、大変お寒い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

まず、先立ちまして内閣府の自殺対策推進室の次長、安田審議官より御挨拶いただきたいと思ひます。

○安田内閣府自殺対策推進室次長 内閣府の自殺対策推進室の次長を31日付で仰せつかりました安田でございます。実は、私、警察庁で生活安全企画課長をやっていた時分、平成20年から21年にかけて、何回か前身である推進会議に出させていただいた経緯がございます。引き続き御参画いただいている先生方には、一部の方はあるいは御記憶があるかもしれませんが、またよろしくお願ひ申し上げます。

第2回自殺対策官民連携協働会議の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

御案内のとおり、我が国の自殺者数は一昨年、15年ぶりに3万人を下回り、また昨年もさらに減少しているところではございます。ただ、一方で、依然として多数の方々が生計で亡くなっている状況には変わりがないわけではございます。今後とも自殺総合対策大綱に基づき、着実な取り組みを進めていく必要があると考えておるところでございます。

また、本日の会議におきましては、各府省の対応状況を御確認いただくとともに、また来月から始まります自殺対策強化月間など、今後の自殺対策について御議論いただく予定であります。委員の皆様におかれましては、自殺対策を推進するため、どのように連携・協働していくべきかという観点から、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○樋口座長 ありがとうございます。

初めに、前回欠席されました本橋委員と、今回から新しく加わっていただきました委員の方々から簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

まず、本橋委員、お願いします。

○本橋委員 秋田大学の本橋と申します。

私、研究者の立場から、主に地域の自殺対策を中心にやってまいりました。そういう立場から、この会議にも貢献できればと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○樋口座長 続きまして、伊藤委員、お願ひいたします。

○伊藤委員 日本労働組合総連合会の雇用法制対策局の伊藤と申します。

今、日本では過重労働による労働災害、その中でも自殺ということが大きな課題になっておりますので、そういう観点からも参画させていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○樋口座長 続きまして、武井委員、お願ひいたします。

○武井委員 弁護士の武井でございます。

昨年3月末まで日本弁護士連合会の副会長として自殺問題を担当しておりました、ことから当連合会の自殺問題対策PTの座長を務めております。当連合会は自殺の問題を大変重視しておりました、一昨年は大分での人権大会のシンポジウムで自殺の問題を取り上げる等、大変力を入れておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○樋口座長 ありがとうございます。

続きまして、葉梨委員はおくれて来られるようでございますので、後ほどにしたいと思っております。

それでは、本日、お手元に配付されております議事次第に基づいて進めてまいりたいと思っております。

まず、前回、第1回のこの会議において、委員の方々からさまざまな御意見をお一人お一人から賜ったわけですが、本日は、それに対しまして各府省の対応状況について、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。では、よろしく願いいたします。

○田邊内閣府自殺対策推進室参事官 それでは、御説明させていただきます。資料2-1は、前回御意見いただいたものに対する各府省の対応状況を1枚ずつ整理しておりました、これは大部でございますので、その後ろに資料2-2としてA3の横紙で、その概要が簡単にまとめられております。こちらの、特に現時点における対応状況と、その横の今後の取組の方向性を読み上げる形で簡単に御説明させていただきたいと思っております。

まず、1番の斎藤委員の意見に対する対応状況でございますけれども、「自殺対策のための自殺死亡の地域統計」の更新準備をしている。自殺死亡指標を2012年分まで作成して、近年の自殺死亡数減少の背景要因の検討に活用しているところで、今後の方向性でございますが、小地域を単位とした生態学的研究、地域別の自殺対策の実施状況と自殺死亡指標との関連の数量的分析などを今後やっていくということです。

2番の清水委員に対する対応状況ですが、毎月、市区町村ごとに単純集計について公表している。また、自治体からの公表データ以外の集計に関する申請を受け付けて提供しているところです。今後の方向性としては、希望する自治体に対して、単純集計以外の集計データの提供を継続する。さらに、今年度は自治体向けの統計マニュアルの作成も行うということでございます。これに関する基本的な考え方として、全市町村のクロス集計の公表というのは、自治体は千七、八百あり、ページ数も膨大になるということで、我々としては余り現実的ではないと考えているところでございます。

3の清水委員の意見に対する対応状況ですが、自損行為による救急搬送の数値を集計・公表。また、取組事例集や会議等によって未遂者支援の先駆的な取組を紹介しているところでございます。今後も、参考となる事例などの情報提供に努めるとともに、消防署と連携して未遂者支援に取り組むような働きかけをしていきたいと考えております。

4番の清水委員に対する対応状況でございますが、未遂者情報を活用した自治体の先駆的取組を広く紹介している。基金の交付を通じて自治体の取組を推進。また、救命救急セ

ンターへの精神科医の配置等の補助、同センターで精神科医が行った治療の診療報酬上の評価等の措置も行っている。今後の取組の方向性としては、地域の医療資源を活用した未遂者への支援の継続。また、引き続き自治体の取組を推進していくということでございます。

5番の清水委員の意見に対する対応状況としては、先駆的取組事例について、事例集や各種会議等を通じて紹介しているところで、今後もこうした事例紹介等を行っていきたいと考えているところでございます。

6番の清水委員の意見に対する対応状況ですが、「睡眠薬の適正な使用と休薬のための診療ガイドライン」あるいは統合失調症患者への抗精神病薬の適切な処方を推進する減量法ガイドラインの作成をしている。「向精神薬の処方実態に関する研究」も実施しているということです。今後の取組の方向性としては、実態調査等の結果を踏まえながら、引き続き、向精神薬の適切な処方を推進する取組の実施していきたい。

7番の清水委員の意見に対する対応状況ですが、内閣府自殺対策推進室からの記者発表の場において、WHOの「マスメディアのための手引き」についても、あわせて周知しているところです。自殺報道の影響については、今後、内閣府経済社会総合研究所で研究する。「自殺報道」に関する調査研究については、今後検討ということを考えています。

これに関して、1枚グラフをA3の資料の後ろにつけています。前回、清水委員から指摘があって、8月にありました有名な女性歌手の自殺に関して、その後の自殺者数の推移を見たものでございますが、3年間分を比較しています。昨年が緑色ですけれども、22という黒線がその日にちでございますが、それ以降の推移を見て、ふえているか、余りよくわからないという感じです。いずれにいたしましても、こういった個別事例を含めて研究所のほうで今後研究をやっていただくことになっております。

続きまして、8番の清水委員の意見に対する対応状況ですが、学習指導要領に基づいて、中学校・高校においてストレス対処方法等について指導している。啓発教材を児童生徒に配布している。また、スクールカウンセラー等を活用した教育プログラムの実施等もしております。今後の取組の方向性としては、引き続き学習指導要領に基づき、心の健康に関する指導を行っていく。また、スクールカウンセラー等を活用した教育プログラムも継続していくということでございます。

9番の清水委員の意見に対する対応状況ですが、前回の会議で提示された意見については、集約した上で関係府省に対処状況等を照会して、本日の会議資料として配付している。こういったことは、推進会議の時代も一応やっております。今後も、会議において提出された意見については、こういった形できちんと対応状況を御報告させていただきたいと考えております。

10番の杉本委員の意見に対する対応状況ですが、自殺対策の基本認識として、「自殺は、その多くが防ぐことができる」と改めたところでございます。ブロック会議等においても、こういった正しい理解促進に努めているところで、今後の取組としても、引き続きこうい

った理解促進に取り組んでまいりたいと考えております。

11番の杉本委員の意見に対する現状の取組ですが、大綱の見直しにおいて、「自殺遺児へのケアの充実」を「遺児への支援」に修正するといった配慮をしているところで、今後の取組の方向性としても、引き続き、適宜、こういった配慮をしてまいりたいと考えております。

12番の杉本委員の意見に対する対応状況でございますが、「自殺」は自殺対策基本法等で使用されている言葉であって、全てを「自死」と置き換えるのは困難。繰り返しになりますけれども、大綱の見直しにおきまして、「自殺遺児へのケアの充実」を「遺児への支援」に修正するなど、配慮したところでございます。今後の取組の方向性としては、こういった言葉をめぐる問題というのは、様々な意見があると承知しておりまして、適宜、配慮してまいりたいと考えております。

13番の杉本委員の意見に対する対応状況ですが、基金の交付によって自治体における遺族支援の取組を推進しているところです。また、精神保健福祉センターや保健所等で、精神的ケアや相談を実施しているところです。今後の取組の方向性としても、引き続き、基金を通じて自治体の取組を推進するとともに、相談体制の強化を行っていききたいと考えております。

14番の田中委員の意見に対する対応状況ですが、これも繰り返しになりますけれども、大綱の見直しにおいて、「自殺遺児へのケアの充実」を「遺児への支援」に修正するといった配慮をしているところで、今後の取組の方向性としては、これも繰り返しですが、言葉をめぐる問題には、様々な意見があると承知しています。適宜、配慮してまいりたいと考えております。基本的な考え方で、これも繰り返しになりますが、「自殺」は自殺対策基本法等で使用されている言葉で、全てを「自死」と置き換えることは困難であると考えております。

15番の田中委員の意見に対する対応状況、現状ですが、多重債務者支援を初めとして、社会的な要因に対する取組、様々な分野でのゲートキーパー養成の促進等を行っている。また、連携調整を担う人材育成の研修も実施しているところです。今後の取組の方向性としては、様々な分野でのゲートキーパーの養成促進というのを継続していく。また、地域における自殺予防の中核となる人材の育成も引き続き支援してまいりたいと考えております。

16番の田中委員の意見に対する対応状況ですが、「睡眠薬の適正な使用と休薬のための診療ガイドライン」、及び統合失調症患者への抗精神病薬の適切な処方推進減量法ガイドラインを作成している。「向精神薬の処方実態に関する研究」というのを行っているほか、認知行動療法の普及も図っているところです。今後の取組の方向性としては、実態調査等の結果を踏まえながら、引き続き、向精神薬の適切な処方や認知行動療法等を推進していきたい。薬物療法のみには頼らない対策に取り組んでいくと考えております。

17番の田中委員の意見に対する現状の対応状況ですが、大綱では、自殺予防週間に、啓

発活動とあわせて、支援策を重点的に実施することとされておりまして、期間中に各種相談事業も実施しているところです。今後の取組の方向性として、引き続き、自殺予防週間において、啓発活動だけではなくて、あわせて悩みを抱えた人への支援策等を実施していきたいと考えております。

2枚目に参りまして、18番の田中委員の意見に対する対応の現状としては、大綱に基づいた自殺の要因分析等を実施しているところで、「向精神薬の処方実態に関する研究」も実施している。御遺体の犯罪性の有無を判断する過程で、簡易検査キットを活用した薬物等の検査を積極的に活用しているところです。今後の取組の方向性としては、研究結果等を踏まえながら、引き続き、自殺対策に取り組むというところで、基本的な考え方として、薬物検査等が必要な場合には適切に実施するというので、全ての死体について、薬物検査を実施するまでの必要はないと考えているところでございます。

19番の田中委員の意見に対する現状の対応状況としては、「睡眠薬の適正な使用と休薬のための診療ガイドライン」及び、統合失調症患者への抗精神病薬の適切な処方を推進する減量法ガイドラインを作成している。また、「向精神薬の処方実態に関する研究」を実施しているところで、今後の方向性として、引き続き、処方実態調査等の結果を踏まえながら、向精神薬の適切な処方を推進するため取り組んでまいりたいと考えております。

20番の田中委員の意見に対する現状の対応状況としては、添付文書に、依存症や禁断症状、フェノバルビタールやペントタールでは、過量摂取やその措置方法について記載して、中毒症状の注意喚起をしているところです。今後の取組としては、今後とも、新たな知見が得られた場合、添付文書の記載の整備というのを行っていききたいということ。

21番の田中委員の意見に対する対応の現状としては、日本臨床検査薬協会の担当者によれば、欧米と比較して検査技術が劣っているという実態はないのが現状です。今後の取組の方向性としては、引き続き、処方実態調査等の結果も踏まえて、向精神薬等の適切な処方を推進するために取り組んでまいります。

22番の田中委員の意見に対する対応の現状としては、レセプト審査におきまして、「併用注意」については、審査委員、医師ですが、レセプトの診療情報から、医学的妥当性の判断に基づいて審査している。この問題に対する基本的考え方としては、「併用注意」については、医師が個々の症例に対して適切に対応すべきものであると考えている。

23番の田中委員の意見に対する現状の対応状況としては、都道府県、保健所設置市等に「医療安全支援センター」を設置している。本人又はその家族がホームページから報告する患者副作用報告の試行というのも行っているところです。今後の取組の方向性としては、医療安全支援センターの質の向上。また、患者副作用報告の試行結果を踏まえて、改良や運用方法の改善等を図っていききたいと考えております。

次に、24番の田中委員の意見に対する対応の現状ですが、「依存症者に対する医療及びその回復支援に関する検討会」で方向性のとりまとめを行っている。平成26年度では、拠点・医療機関を整備するための予算要求を行っている。今後の取組の方向性として、引き

続いて、向精神薬の適切な処方を推進するために取り組んでまいります。

25番の田中委員の意見に対する取組の現状では、日本では、製薬協の自主基準として、「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」を策定しているところです。厚生労働省としては、報告義務等は設けていない。今後の取組の方向性としては、厚生労働省としては、現時点では、当該取組の状況を注視していく。

26番の田中委員の意見に対する現状では、特定の医薬品等の商品名が明らかでない受診キャンペーンは、医薬品等の広告には該当しないと判断している。今後の取組の方向性としては、引き続き医薬品等の広告に関する適正な運用。また、関係者等に対する周知や医療広告規制の遵守等を行ってまいります。

27番の田中委員の意見に対する今後の取組の方向性ですが、ストレスチェックの導入にあたっては、指針・マニュアル等によって運用上の配慮を講じていく。引き続き向精神薬の適切な処方や認知行動療法等の推進に取り組んでいくということで、基本的な考え方としては、ストレスチェックというのは、一次予防のための取組が目的である。労働安全衛生法改正法案は、早期の法案提出を目指すということでございます。

28番の中山委員の意見に対する取組の現状としては、基金は平成21年度に造成されて延長を行って、現在、平成26年度末が実施期限で、平成25年度補正予算案において16.3億円の積み増しを行うようにしている。今後の取組の方向性というのは、自殺対策検証評価会議の報告書の取りまとめというのがありましたけれども、そういったものを踏まえて、今後、考えていくということでございます。

29番の中山委員の意見に対する取組の現状としては、複数の県に及ぶ取組については、いずれかの都道府県がとりまとめ役となって実施することは基金で可能である。今後の方向性としては、平成25年度補正予算による積み増し分の配分は、現在検討中でございます。それとは別途、「ブロック会議」等の場を活用して自治体間の連携を図ってまいりたいと考えております。

30番の中山委員の意見に対する取組の現状としては、「こころの健康相談統一ダイヤル」を内閣府として実施している。自治体間の広域的な取組は、現在の枠組でもいずれかの都道府県がとりまとめ役になれば実施できるスキームになっている。今後の取組の方向性としては、「こころの健康相談統一ダイヤル」の全国的な運用に向けて、引き続き地域の拡大を図っていきたいと考えております。

中山委員の31番の意見に対する現状では、前回の会議で提示された意見については、このように対応状況等を照会して、配付して御報告しているところです。今後の取組の方向性といたしまして、連携・協働推進に向けた検討課題やテーマが設定された段階で、適宜進め方を考えていくと考えております。

32番、三上委員の意見に対する対応状況ですが、うつ病、思春期精神疾患等のメンタルヘルスに関する研修を実施しているところで、うつ病医療連携技術研修・連携会議を開催している。また、平成20年度の学校保健安全法の改正で、学校と地域の医療機関等との連



携が新たに定められたところがございます。今後の取組の方向性としては、かかりつけ医と産業医、地域の医師との連携の継続をやっていく。産業医の研修については、「産業保健総合支援事業」で、より効果的に実施しているほか、同法に基づいて、必要に応じて連携体制の構築を支援していきたいと考えております。

33番の向笠委員の意見に対する対応状況ですが、15歳以下のデータとしては、職業別の項目の中に「小学生」「中学生」という区分がそれぞれにあります。今後も引き続き、自殺統計の集計・公表を実施していく。

34番の渡辺委員の意見に対する取組の現状では、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針の検討会」で外来医療体制の整備と充実を、今後推進すると掲げたところがございます。今後の取組の方向性としては、今後、同指針等を踏まえて、地域精神科医療の充実を図ってまいりたいと考えております。

35番の渡辺委員の意見に対する現状ですが、救命救急センターへの精神科医を配置等の補助、あるいは同センターでの精神科医が行った治療の診療報酬上の評価等の措置を実施している。地域自殺予防情報センターの設置と、地域の連携体制の構築というのを進めているところです。今後も引き続き、各地域の関係機関における連携体制の構築が進むように取組を進めていきたいと考えております。

36番の渡辺委員の意見に対する対応の現状としては、精神科等の受診歴が判明した際には、主治医等の協力を得て、診療情報の提供を受けておりますが、死者の尊厳等もあるため「自殺した」旨の表現は極力控えている。基本的な考え方としては、死者や遺族のプライバシーの問題を考慮すると、直接、医療機関に通知するような仕組みを作ることは困難だと考えております。

説明は以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。かなりボリュームのある質問に対する関係省庁からの当面の対応策、今後の取組の方向性等々についてサマライズしていただきました。それで、これから御質疑いただくわけではありますが、恐らく多くの委員からの御質問あるいは御意見があると思います。一つ一つに対して、またここで質疑をやると時間の制約もありますので、お二方ぐらい質問していただいて、それに対してとりあえずお答えが必要な場合、答えていただくというやり方で進めてまいりたいと思います。順番はどのような順番でも結構でございますので、お二方を単位にしてやらせていただければと思います。どうぞ、どなたからでも結構です。いかがでしょうか。どうぞ。

○清水委員 個別の話になっていくと、今、座長、おっしゃられたとおり、かなり時間を要すると思いますので、私は1つ、こうした回答をいただけるのは本当に助かります。これまでもそうされてきたというお話はありましたけれども、私の認識では、ここまで詳しく整理した形で御回答いただいたことは、これまでほとんどなかったのではないかと思いますので、ここで出た意見等に目に見える形で各省庁の御対応を整理していただくというのは非常にありがたいと思います。今後もぜひ継続していただきたいと思っています。

その前提で、1点だけ私のほうから。3番の、未遂者支援のため「自損事故による救急搬送」の統計資料の活用をということで意見させていただいたのですが、確かに自損行為による救急搬送の数値は公表されているわけです。私が伺いたかったのは、これがどう活用されているのか、あるいは活用されているのかも含めて、公表されていても活用されていなければ自殺対策にとっては余り意味がないことですので、自殺対策の観点から、このデータがどう活用されているのか、そのことをぜひ伺いたいという趣旨であります。

○樋口座長 お答えは、もうお一人ご質問いただいた後にしましょうか。どうぞ。

○中山委員 済みません、実は今回も意見を出させていただいているのですけれども、それとかぶるので、ここで質問しなくても、出させていただいていることについてお話をさせていただく機会があれば、今回はいいかなと思ったりするのですけれども、この後の意見を言わせていただく機会はどういうふうになるのでしょうか。

○樋口座長 それは、新たな質問があれば出していただいて結構です。ただ、それがすぐこの場でお答えができる性質のものかどうかというのはわかりません。それは調査して、また次のときに回答するという格好になるかもしれませんけれどもね。

○中山委員 議事を見ると、委員提出資料というものがありますね。そこはそれぞれの皆さんから御要請させていただく時間というのはあるのでしょうか。

○樋口座長 きょうの全体の時間として、前半の小1時間ぐらいをとって、今の質疑に当てようという予定にしております。後半は次年度の計画とか予算とか取り組みの時間をとってございます。ですから、全体の時間はちょっと押ししておりますけれども、これからの40分ぐらいの時間を使って質問も含めてやっていただいていると思います。事務局、よろしいですか。

○田邊内閣府自殺対策推進室参事官 基本的な進行の考え方ですけれども、(3)報告事項がありまして、その最後に委員提出資料とありますので、そこで各委員から、簡単ではあっても提出したものを御報告いただくと考えております。

○樋口座長 ということだそうです。ごめんなさい、ちょっと訂正いたします。

それでは、とりあえず今のサマライズされたものに対する質問なり、御意見なりをいただきたいと思います。どうぞ。

○田中委員 田中でございます。

前回は申し上げますけれども、全般的にとにかく精神的な疾患、うつ病対策に偏っている感が否めないなと思います。もちろん、それはしょうがないのかなと思いますけれどもね。

そして、ゲートキーパーのところ、さまざまな分野でのゲートキーパーの養成を促進していると御回答いただいておりますけれども、私が知るところ、調べた限りでは、大体はメンタルケアが中心かなと。精神科医の方々とか臨床心理士さんとか、そういう心のケア支援の専門家を呼んでの研修がほとんどの場合、行われているのではないかと。宮城県が特別だとは思いませんけれども、宮城県も大体そういう内容になっています、仙台もそうい

うふうになっています。東北もほとんどそういう内容になっているのではないかと思います。これを、前も申し上げましたけれども、個人の心の問題に至るまでに追い込まれた、追い込まれなければならなかったさまざまな要因があるわけです。その具体的な対策に対する研修・支援対策と、そこに相談を受けることができる人材育成研修をしていただきたい。

ここにはそういうことが回答されていないのです。ぜひそのあたりをもう一度御検討いただければと思います。

○樋口座長 それでは、今のお二方の御質問あるいは御意見に対して、とりあえずお願いいたします。

○田邊内閣府自殺対策推進室参事官 最初に、清水委員の3番のフル資料を見ていただくと記載しておるのですが、内閣府として承知しているのは、秋田市での取り組みでそういう先駆的な取り組みがあつて、それは事例紹介しているということです。それだと不十分で、清水委員のイメージと違うということなんでしょうか。

○清水委員 秋田市の場合は、秋田市の救急本部と保健所と病院が連携して先進的な事例として未遂者調査をやったのです。ですから、一般にとられているデータを活用したということではないわけです。

○田邊内閣府自殺対策推進室参事官 つまり、そういった先導的な事例じゃなくて、一般のデータを活用した事例があるかどうかを確認されたいということですか。

○清水委員 問題意識としては、せっかくデータがあるにもかかわらず、活用されていないという認識なので、それを活用すべきであろうと。

○田邊内閣府自殺対策推進室参事官 3ページにフルデータで書きましたけれども、そういった活用をしたほうがいいというのは我々も全くそのとおりなので、そういったことを我々の主管課長会議とか、そういったところでお話して、そういう意識を高めるように考えていきたいと思います。

○樋口座長 それと、先ほどの田中委員からの。

○田邊内閣府自殺対策推進室参事官 田中委員はゲートキーパー、15番ですね。書き方としてはあれかもしれませんが、問題意識としては、田中委員のおっしゃることも十分理解しておりまして、もともと絶たないとだめだという発想ですね。自殺対策というのを総合的にやっているというのは、まさにそういった問題意識でやっていて、そのために内閣府の組織ができて、こういった幅広い形でやっているということなわけです。ですから、ちょっと不十分だとお考えかもしれませんが、そういうもともと絶つという意味においては、精神医療的な分野以外でなくて、多重債務者といった問題もやっているというのは、我々としては主張したいと思っています。

それと、より問題意識としてお持ちなのは、ゲートキーパー養成でも偏っているという御指摘ですね。ですから、我々としてはそういった精神医療分野の人以外の方のゲートキーパー養成といったところでもやっていて、幅広くいくようには思っていますけれども、

そういった点で不十分という御指摘であれば、今の研修の改善なりをやっていくことは全くやぶさではない。

○田中委員 私は、以前からずっと、もう何年も前からソーシャルワーカー的な支援ができる人の人材育成。要は、つなぐ役割。目の前の人がつ病かどうか、精神疾患であるか、その判断ができるスキルを身につけるための研修ではなくて、何に困っているか、なぜ眠れないのか、なぜ悩んでいるのかということのを的確に判断できて、そこで具体的な解決ができる相談先につなぐことができるような人材育成をしてもらいたいと思っているわけです。それがゲートキーパーだと思います。いかがでしょうか。

○田邊内閣府自殺対策推進室参事官 今、田中委員が御指摘になったような、つなぐことができるといった視点を加えてやっていったほうが良いということかと思ひまして、そういうのは我々としてもやっていきたい。ただ、言うは易しで、なかなか簡単にはいかないので、ちょっと教えたからできるものではない。そこは地道にやっていく必要があるなと思っています。ただ、始めないといけないというのは、御指摘のとおりです。

○田中委員 私は素人ですけれども、息子が死んでからずっとゲートキーパーみたいな相談をしています。いわゆるつなぐ役割をずっとしてきたのですね。年間1,000件以上です。素人でもやろうと思えばできるので、そういう精神科医療、目の前の人がつかどうかではないのですよ。そうじゃないですか。ゲートキーパーとは、そういうこと。

○田邊内閣府自殺対策推進室参事官 ゲートキーパーはつなぐということなので、精神医療分野だけのもの以外に、つなぐところに力点を置いて、視点を置いてやっていくというのは。

○田中委員 研修内容を実態調査してみてください。恐らくほとんどがメンタルケアに関することだと思う。

○田邊内閣府自殺対策推進室参事官 自治体とかでやられている研修のマニュアルというのは、我々のものを使っていたりしているのです、我々としても、教材というか、マニュアルというのもどンドン直していくことをやっていきたい。

○田中委員 お話だけじゃなくて、ぜひ具体的にやってください。

○田邊内閣府自殺対策推進室参事官 ただ、ちょっとそういった視点を入れたからといって、すぐ機能するといった簡単なものではない。

○田中委員 簡単なものではなくても、やらなければ一歩も進みません。

○田邊内閣府自殺対策推進室参事官 ですから、そういったものを進めていくということについては、私もそうかなと思います。

○田中委員 ぜひ前向きに御検討いただきたいと思っています。お話だけではなくて。

○樋口座長 それでは、先に進みます。また御意見、御質問。渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 私は精神科の医者なので、薬物療法のほうからお尋ねいたします。2点あります。

1つは、20番の田中委員からの質問にありましたバルビタール系薬品の規制ということ

なのですが、バルビタール系の薬品というのは、精神科医の中ではもうほとんど使うことはありません。習慣性にしろ、致死性にしろ、非常にきつい薬ですから。ところが、このバルビタール系の薬品が一般の薬局で売っている、あるいは通販で、インターネットで簡単に買えるのです。例えばウッドという薬は、プロバリンとイソプロピルアセチル尿素の合剤ですが、これが通販で、インターネットで簡単に買えます。これを100錠、200錠飲めば、すぐ致死量になってしまうのです。例えば普通の薬局で、もっと安全な安定剤、抗不安薬が売れないにもかかわらず、こんなに危険な薬がなぜ簡単に手に入れることができるのか、通販までできるのかということをもまず1つお伺いしたいと思います。

もう一つは、医学的なほうの精神科の薬物療法で、昨今、さっきから出ています多剤併用療法というのが非常に問題になっていますが、不適切な多剤併用療法があるのかもしれませんが、どうしても仕方なくて必要で使っている、多剤併用療法のおかげで何とか助かっている人というのも実際にあるわけですが、その多剤併用療法が全て悪いことだと思われるのかどうか、1剤大量ならばいいのかどうかということも含めて御見解を伺いたいと思います。

○樋口座長 では、もうお一方、御質問いただきましょうか。あるいは御意見。

ないようでしたら、お考えいただいて、とりあえず渡辺委員の御質問に対して、いかがでしょう。これは厚労省の方、お願いいたします。

○厚生労働省 まず、バルビタール系の医薬品が簡単に入手できるという御指摘でございますが、申しわけございません、本日、薬事系の部署でございますので、ここでお答えすることができません。別途回答させていただきたいと思います。

それから、多剤併用型が全て悪いのかという御指摘でございますが、必ずしも全部が全部悪いというわけではございませんで、そういう趣旨でガイドラインも作成しております。

以上でございます。

○樋口座長 よろしいでしょうか。では、ほかの御質問、御意見ございましたら。どうぞ。

○中山委員 中山ですけれども、自殺対策官民連携協働会議の一層積極的な活用ということで、政府の自殺総合対策会議との連携強化を図るという点について、検討課題やテーマが設定された段階で適宜検討するということなのですけれども、これは誰がテーマを設定するのかということです。これは、せっかく各分野から関係者が集まっているので、一緒にテーマなり課題なりを検討していただくという場が必要だと思うのですね。

とすると、テーマというよりも、まず分野を指定しておいて、そして継続的に議論していくという中で初めて、テーマとか課題というものがあらわになってくるということだと思っております。政府の中だけでテーマとか課題を設定しても、それは必ずしも十分でない場合があるという意味で、そういうことからすると、申し上げたような継続的に議論する場ということからして、部会ということを継続的に、まさにきょうのようなやりとりを各分野別にさせていただく中で、いろいろな検討が進むのではないかと思うので、その辺はいかがでしょう。

○樋口座長 それでは、今の御質問に対してのお答えをお願いします。

○田邊内閣府自殺対策推進室参事官 この場は、現大綱の推進を図るために官民連携ということで、こういった幅広い分野の専門家の皆さんに集まっています。ここで書いてあるテーマが設定されたというのは、我々が設定したというより、当然この場で議論して決めるべきものだと考えております。ですから、そういったテーマの候補が出たときに、また御議論いただいて設定するというプロセスになるのかなと考えています。

○樋口座長 どうぞ。

○中山委員 それだと9月の議論に戻るのですけれども、年に2回ですね。

○田邊内閣府自殺対策推進室参事官 次は、今、6月を考えていますので、別に年2回ということにこだわりはないです。ですから、適宜きちんと開催していきますし。

○中山委員 時間の関係もあると思うので、また後半の委員提出資料のところでコメントさせていただきます。

○樋口座長 では、ほかにいかがでしょうか。とりあえずよろしゅうございますか。もし、そういうことであれば、これは前回からの宿題ということで、それに対する対応策と方向性についてまとめていただいた。これは、まだこれで終わったわけではありませぬので、さらにこの中身に関して、今後も検討していくということであろうと思います。そこで、本日の第1の議題をそこまでにいたしまして、次に進ませていただきたいと思っております。

続いては、「平成25年度の自殺対策強化月間について」、事務局から御報告をいただきたいと思っております。

○田邊内閣府自殺対策推進室参事官 お手元に資料3として「平成25年度自殺対策強化月間（案）」をお配りしてございます。

強化月間、下にありますように、国民一人一人が自殺予防の主役となるということでやっていきたいと考えています。その下に書いてございますけれども、現状として若年層の問題は大きな問題だと認識しておりますので、そういったことから若年層の利用率が高いインターネットとかスマートフォンを中心に広報を展開したいと考えてございます。

実施期間は飛ばしまして実施事項でございますけれども、1つ目としては、全国の一斉相談でございます。1つには、自治体、民間団体による期間中の相談の実施として、日弁連や司法書士会連合会、臨床心理士会等へ協力を要請して実施する。2つ目が内閣府として実施するものとして、全国一斉こころの健康相談統一ダイヤルを行ってまいります。

(2)として、正しい知識等の普及啓発をしていくということですが、1つ目としては、我々推進室のホームページの充実を考えております。構成を見直したり、この中で支援サイトがありますけれども、そこでの情報提供をやっていくということ。さらに、メッセージムービーというものを取り入れようと思っております。

下のインターネットを活用した広報で行うものとしては、若年層を対象としてコンテンツを考えておまして、この中で「支え合うチカラインタビュー」とありますが、これはシンガーソングライターの川嶋あいさんと元プロ野球選手の金本さんにインタビューをや

っていただくことを考えております。そのほか、若者の自殺の現状を統計で出す。さらには、街頭インタビューにここに加えたいと思っています。こういったコンテンツをつくるということでございます。これの媒体としては、パソコンとスマートフォンのバナー広告でやっていこうと考えています。

次の〇として、ポスターでございます。右のほうにポスターの図柄をおつけしておりますが、若者に訴求するということで、今回は大学生がデザインした、就職活動をモチーフにしたものをつくったところでございます。これを広く配布する。

さらに、まだ決まっておりますけれども、政府広報の申し込みも行っております。

そのほか、他機関への取組というのを、今後、各省あるいは関係団体に取組を調査しますけれども、いろいろやっていただくことを詰めていくところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。25年度の強化月間についてでございます。

何か今の報告に関してコメント等ございますでしょうか。どうぞ。

○中山委員 自分ばかり申しわけないのですけれども、せっかく強化月間をやられるので、大綱も変えられて1年、2年目だと思うのですけれども、ぜひ自治体をもっと巻き込んでほしいのです。例えば、こころの健康相談統一ダイヤルについては、通常に加えて全都道府県・政令指定都市がやるのだとありますけれども、その仕組みでできるかできないかというのはあると思いますけれども、こういうものは全自治体がやるということで声をかけていただいたらいいのではないかと思うのです。

これからは地方自治体の取り組みがますます大切だということで政府としてお決めいただいているわけですので、自治体に声をかけて、基礎自治体も強化月間をどんどん真剣になってやるということで、ぜひ大きくいろいろなことで声をかけていただきたいと心から願います。

○樋口座長 ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、今の御意見が出ました。また御検討いただきたいと思えます。

次は、報告事項でございまして、ちょっと順番を変えます。「平成26年度予算案」から報告していただくことにいたします。

○田邊内閣府自殺対策推進室参事官 まず、資料5として関係省庁の総表がついております。個別には特に御説明いたしませんけれども、全体として合計額としては、26年度予算額、対前年増減で217億円の増加ということで、増加率としてはプラス6.4%増加しているという状況でございます。これは省庁別でございますけれども、その次以降で個別に大綱の施策別にずっと出ておまして、この場では御説明いたしませんけれども、これも御関心があれば見ていただければと思います。

続きまして、資料6「警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移等」ということで、既に新聞等で報じられているところで御案内かと存じますが、平成25年度の累計自殺者数というものが、これは速報値ベースですけれども、2万7,195人ということで、対前年比663

人で、2.4%の減少ということで、一昨年、15年ぶりに3万人を下回りましたけれども、昨年もさらに下回ったという結果になっているところがございます。詳しい要因分析等というのは、白書で3月に確報値が出たところで行おうと考えております。

続きまして、もう一つ報告事項、資料7は「平成25年度官民連携協働ブロック会議実施報告」でございます。今年度から新たにブロックごとに官民連携協働会議を行ったということで、その実績が表形式で出ております。関東から始まって、最後は九州の11月29日でございます。内閣府のメニューも若干ありますが、それぞれの自治体での実践報告をやっていただいて質疑応答等を行ったところがございます。

出席された方もいらっしゃると思いますけれども、午前中にブロック会議を開催して、次のページの2 自殺対策連携コーディネート研修を午後に行うという1日のメニューで行っております。このコーディネート研修につきましては、公益財団法人広島県地域保健医療推進機構の部長さんであります橋本先生に講師になっていただいて、グループワーク等を含めた研修を行った。さらに幾つか取り組み事例を報告していただくといったメニューで行ったところがございます。

この評価でございますが、3枚目にアンケート結果の集計が簡単ですが、出ております。午前中に行いました官民連携協働ブロック会議につきまして、おかげさまでおおむね好評だったわけですが、それを民間団体、市町村、県といった所属別に見ますと、県に比べて市町村と民間団体が「とてもよかった」という割合で見ると、県よりも評価が高いことになっております。

(2) でブロック別の集計もなされておまして、ブロック別で言うと、広島と書いてある中国・四国のところが、「とてもよかった」で見ると評価が相対的によくなっている状況でございます。

次に、コーディネート研修がその裏に出ておまして、連携協働ブロック会議よりも、「とてもよかった」で見ると、こちらのほうがより好評なのかなと。その中で、民間団体、市町村、県と、所属別で見ると、こちらについても県よりも民間団体、市町村のほうが「とてもよかった」の割合が大きいという意味で、評価が高い。

ブロック別に見ると、ここで書いてある仙台、広島がほかのブロックよりもいいということで、午前中に行いましたブロック会議の研修評価でも、県よりも市町村、民間団体のほうが相対的には「とてもよかった」が多いというのは、私の個人的な印象なのですが、県よりも市町村とか民間団体のほうが研修とか連携協働の機会が相対的に少ないので、そういった方からの評価のほうがより高いのではないかと感じているところです。

次に、3に個別の意見がありますけれども、ブロック会議で見ると、後ろの研修評価でもあれですが、ほかの自治体での活動報告・事例報告が非常に評価されていて、そこは我々もそういったことを想定していたのですが、よかったことかなと。一方、改善点としては、民間側からの民間団体の連携といったものをもっとということもあって、そのあたりは今後の課題かなと思っています。



裏では、コーディネート研修についての自由記入での評価ですけれども、コーディネート研修はおおむね非常に好評だったのですが、非常にわかりやすかったということと、コーディネートとか研修が余りないような方については、非常に有益だったという意見があった一方で、物足りないというところだと当たり前過ぎたということ、あるいは具体的な連携の事例がなかったということで、私も今回の研修の中身を見て、ややゼネラルかなと思って、自殺対策に特化したような事例を研修でももっと入れたほうがいいのではないかと考えているところです。そういった今、申し上げたような改善点を含めて、来年度以降、開催の仕方も含めて改善していきたいと考えているところです。

以上です。

○樋口座長 ありがとうございます。

ただいま、平成26年度予算から平成25年度の自殺の状況、そして25年度の自殺対策官民連携協働ブロック会議の報告をいただきました。これを通しての御意見あるいは御質問がございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。はい。

○田中委員 田中でございます。

私、ブロック会議は出ささせていただきました。午前中から一日中いました。そこでとても感じたことは、先ほど参事官がおっしゃっていましたが、先ほど「とてもよかった」という人たちは、行政職は異動がありますので、多分ほとんどが1年目、2年目の初心者だったと思います。聞いたこともないような話を聞いて、とてもよかったと思ったのだと思いますけれども、私などは7年以上も活動していますと、対策基本法ができて6年以上になるのに、まだこの段階の研修をやっているのかと。本当に初歩的な内容だったと私は思っております。

行政は異動があるのでしようがないと思います。1年か2年でどんどん変わっていくので、それではエンドレスでずっと初心者研修になってしまうのではないかと私は思いました。対策に携わる人たちはもう少し勉強して、ブロック会議もレベルアップ、スキルアップしていただきたい。去年と同じようなことを、また来年度続けるのはいかがなものかなと、私は無駄なような気がしました。私、出ましたけれども、本当に初心者向けです。申しわけないですけれども、とても退屈でした。あんなもので自死の対策とか予防とかができるわけがないです。もう6年間やっているのですから、ぜひ御検討いただきたいと思えます。もう少しスキルアップしてください。いかがでしょうか。

○樋口座長 今の点にコメントございますか。

○田邊内閣府自殺対策推進室参事官 まず、御質問させていただきたいのは、初歩的だったというのは午前中のブロック会議のほうなのか、それとも研修のほうなのか。

もう一つの質問は、今回、いろいろな自治体から実践報告なり事例報告があったのですが、その事例報告も初歩的だったということでしょうか。

○田中委員 そうです、全部ですね。私としては非常に物足りなく、ああ、こんな程度なのだなど。どういうふうにして発表の人を選んだか、よくわかりませんが、仙台の

会場は秋田の方と行政の方と、あとはマイノリティ、性同一性障害の方の発表だっと思います。それと内閣府の方のプレゼンだっと思うのですけれども、それも非常に初歩的な、書類を見ればみんなわかるという、申しわけないですけれども、その程度だったし、秋田の対策も、私、質問させていただきましてけれども、連携がとれていない部分があって、それは秋田で発表した方に後でよろしくお願ひしますねとお願ひに行ったりしました。

午後のコーディネート研修は、私は今までやってきたのであれですけれども、初心者向けにはコーディネートはこうしていくのだよという意味では、まだましだったかなと思います。午前中は非常につまらない内容だったと私は思っております。これは、私の意見です。一日中、朝から参考に参加させていただきました。

○樋口座長 恐らくいろいろな方が参加されるでしょうね。つまらないと感じる方ももちろんいらっしゃるだろうし、一方では、恐らく初心者なのでしょうね。初めて聞く話で非常によかったという方もあるので、そこを今後どういうレベルに合わせて、どういうふうアレンジしていくかということ。

○田中委員 毎回初心者ではね。

○樋口座長 そうですね。そこは確かにありますね。そのあたりは、また検討していただきたいということでございます。

では、清水さん。

○清水委員 私、予算のことについてですけれども、前も指摘させていただいて、それで資料も出していただいたので、ぜひまた今回もと思うのです。それは、確かに関係予算ということではこうなるのだろうと思います。

ただ、ここまで広げてしまうと、例えば中小企業再生支援協議会事業とか「心のノート」とか消防職団員の惨事ストレス対応。確かに自殺対策と関係はしているのだと思いますが、自殺対策の目的のもと、立てられた事業ではないと思いますので、狭義、狭い意味での自殺対策を主たる目的として事業化されたものがどれぐらいなのか、その予算がどれぐらいなのかということも、ぜひ資料として出していただけたら、いろいろなところでの説明を。360億円。日本でそんなに自殺対策に予算を使っているのかと世界中、びっくりされますけれども、狭義ではもっと減るはずなので、ぜひそこを出していただけたらということが1点と。

あと、先ほどの研修のことで言うと、私は自殺対策がここ数年で急速に進んできている中で、物すごく取り組んでいるところと、まだほとんど取り組んでいないところで格差がかなり出てきているだろうと思います。ですから、提案としては、同じ時間帯に上級編、中級編、初級編みたいな形で幾つかこまを設けて、そのこまを選択できるような形でブロック研修会をやられたらいいのではないかと思います。

○樋口座長 今のことに関しては、何かコメントありますか。

○田邊内閣府自殺対策推進室参事官 狭義のものもお出ししたこともあるという、私自体、それを承知していないので、そういうことを含めてどうやったらいいかというのを考えさ

せてください。

こまを幾つか設けてというのは、それはそれで合理的なのですけども、それだけの人をどう張りつけるかというのもあるので、受ける側にとってはいいのでしょうけれども、うまくそれができるかといったことも含めて。ただ、お二人の指摘を問題意識として考えて、いろいろ改善していきたいと思います。

○樋口座長 ほかには。どうぞ、杉本委員。

○杉本委員 予算のことでお伺いしたいのですけれども、総括表の大項目で言うと、8番、遺された人への支援を充実するという項目がゼロになっていますね。多分、ほかの予算から、ほかの項目から持ってきているもので、27ページの8番、遺された人への支援を充実するということが計上されているので、この総括表だけ見ると遺族支援には全く予算がないように見えてしまうのですけれども、実際行わないということではないということでしょうか。確認をお願いいたします。

○田邊内閣府自殺対策推進室参事官 これは集計上の表示の仕方で、27ページを見ていただくと、8番は再掲とか内数となっています。この内数表示のものについては、省庁別の予算一覧だと、例えば警察庁も内数表示なので括弧書きになっていて、こういった形で本来表記すべきなので、ここはゼロではない。まさに内数表示というのは技術的に、この中の幾つかの部分はこれなのだけでも、正確に数字が出せないのに内数表示となっているというやり方で表示すべきなので、今、御指摘のようにゼロということでは全くありません。

○樋口座長 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○宮野委員 薬剤師会の宮野でございます。

前回の田中委員の質問の対応の方向性のところに処方実態調査という言葉が何箇所か出ているのですが、その処方実態調査がこの予算の中のどの部分に反映されているのか。また、その処方実態調査の具体的な調査の内容を教えてくださいたいと思います。

○樋口座長 これは厚労省のほうからお願いいたしましょう。

○厚生労働省 予算自体は、厚生労働科学研究費で実施しております。この予算の表の6ページ、中ほどの(5)にございます研究費補助金ということになっております。

○樋口座長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御質問等ございませんでしょうか。よろしければ、経産省の説明の方はお見えになっていますか。先ほどの報告のトップの経営者保証に関する。

○事務局 まだ見えていません。

○樋口座長 そうですか。全体の予定が早まっているらしくて、逆にまだ説明者の方が到着されていないようですので、次の議題に先に進んでまいります。

次の議題は、委員の方々から提出していただいた資料に関する御説明になりますので、資料を提出された方に順番に御説明していただきたいと思います。

まずは、小澤委員からでございます。

○小澤委員 日本司法書士会連合会の小澤と言います。よろしく申し上げます。

連合会では、前回も、御紹介させていただきましたけれども、2月16日、今月でございますが、来週です。毎年、人権関係のフォーラムをやっておりまして、今回は自死問題を取り扱うことになっております。自死をテーマとして扱った「カミハテ商店」という映画がございまして、その上映会、そして、第2部としては、その映画監督と主演女優である高橋恵子さんをお招きしてお話をお伺いする。そして、第3部が連合会としては一番メインであります。この委員でもあります高橋先生にも御登壇いただき、このようなメンバーでパネルディスカッションを行う予定です。テーマとしては、「地域で支えるいのち、いま一人ひとりができること」ということになっております。

もちろん、これは一般公開でございまして、席に若干余裕があるようでございますので、ぜひお申し込みをいただければ幸いです。

そのほか、全国各地の司法書士会において、実施予定の今後の相談会等々自死予防に関する取組については、ごらんとおりでございますので、資料をごらんになっていただければよろしいかと思っております。

以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。日本司法書士会連合会での取り組み、2月16日、もうすぐでございますが、そのイベントに関しての御報告をいただきました。よろしゅうございませうか。

続きまして、斎藤委員からお願いいたします。

○斎藤委員 斎藤でございます。私は、正式には日本いのちの電話連盟と自殺予防学会を代表して御報告いたしますが、最近、私が代表を務めております青少年健康センターでも自殺予防の電話相談を始めましたので、この3つの団体の活動について簡潔に御報告したいと思っております。

まず、日本いのちの電話連盟は全国50のセンターがありますが、毎年受ける相談の数は、昨年は75万件でございました。休みがあるところもありますけれども、基本的には365日24時間、相談を受ける体制でございます。この365日のうち12日間、これは正確には毎月10日。ですから、自殺予防週間は自殺予防シンポジウムをしたり、ほかの団体との連携の中で実施しております。この年12回の毎月10日に受ける相談は、このときだけ「自殺予防いのちの電話」と、「自殺予防」という言葉を入れて強調しております。これは、国の補助事業です。

そして、全国のいのちの電話をオンラインで結んで相談を受けます。通常、地方はともかく、大都市のいのちの電話は絶えずダイヤルする人が多いものですから、お話中が大変多い。海外でもそうでありますけれども、そういう問題を解決する一つの方法として、オンラインでやる電話相談はどこかあいているところに回線が回りますから、非常に稼働率が高いということで、13年間、この方法で実施いたしました。大変な成果を上げております。

それから、毎年、相談員の全国的な研修をいたしてございまして、昨年は大阪で800名以上の参加がございました。

それから、自殺予防学会のほうに移りますが、昨年は第37回自殺予防学会総会を秋田市でいたしました。650名という、いまだかつてない大変な盛会でございまして、しかもこの会期中に秋田の自殺が前年に比べて40%も減ったという御報告がありまして、みんな大変喜んだわけでございます。田邊参事官にも御出席いただきましてシンポジストにもなっております。ことしは北九州でございまして、産業医科大の中村純教授が大会長でございます。

もう一つ、2016年に国際自殺予防学会のアジア地区の会議を東京で開催することが正式に決定されました。実は、御承知のように、昨年、WHOのスイサイド・レポート・ミーティングが東京で開かれまして、ここでWHOだけではなくて、国際自殺予防学会（IASP）の代表者が参加いたしまして、ここで正式な了解を得ております。今、場所、日程、予算等の企画調整をいたしてございます。

最後に、青少年健康センター。2年前に自殺予防目的のための「クリニック絆」という相談電話を始めました。青少年健康センターですから、主に若者を対象にしております。2年間でまだ429件と少ないので、PRがまだ不足してございまして、こんなカードをつくっておりますが、PRについて何かの機会にお知恵を頂戴したいと思っております。この相談の特徴は、土曜日には精神科のドクターがじかに電話に出る。必要に応じて面接もできるというシステムでございまして。

それから、1つ落とししましたが、日本のいのちの電話連盟は震災直後に震災ダイヤルという別回路の電話相談を始めまして、これは2年間続いて昨年9月で終了いたしました。初めは、自殺予防のためのいのちの電話で震災ダイヤルをなぜしなきゃいけないかというクレームがかなりあって、参加しないセンターもありましたけれども、これは大変な反応がございまして、自殺関連の相談も全体の2割を占めた。小冊子の15ページに最終的な統計が出ております。そういう意味では、災害を受けた方々への心のケアと同時に、その中には当然自殺傾向のある方は大勢おられるわけですから、自殺予防につながる極めて貴重な電話相談があったと私どもは認識しております。

なお、これはいのちの電話の創設者であるドイツ人が震災直後に日本に来て現場を視察して、ドイツから多額の支援金をいただいた。ほかに、NTTコミュニケーションズが大変な御支援をいただき、あと生命保険会社、その他の企業、共同募金会、郵便の年賀はがきに大変な補助金をいただきまして、こういう報告書が出ました。あとはごらんいただきたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○樋口座長 ありがとうございました。

それでは、ここで先ほど先送りにしてございました報告事項の「経営者保証に関するガイドラインについて」ということで、経産省中小企業庁の説明をお願いしてございました。来

ていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

○三浦中小企業庁金融課長 中小企業庁金融課長の三浦でございます。本日は、説明の時間をいただきましてどうもありがとうございます。また、ちょっとおくれまして申しわけございません。早速でございますが、資料4-1「個人保証制度の見直しの背景」という資料がお手元にあるかと思ひます。それに従って説明させていただきたいと思ひます。

まず、経営者の本人保証、それから直接経営に携わっていない第三者の個人保証の問題については、従前からまさにここで御議論いただいているような自殺の問題を含めて社会政策的な観点と、それから経済政策、産業政策的な観点。すなわち、個人保証があることによつて、創業とか再チャレンジがなかなかしにくい。もしくは、事業の再生とか整理をなるべく早目にやっていたほうが経済的に見ても効果が高いということなのですが、なかなかそこに踏み切れないといった問題がございます。我々の立場からすると、主として後者の観点からこの問題にずっと取り組んできております。

1 ページ目、包括根保証の禁止。これは既に10年ほど前の話でございますけれども、根保証契約という、保証している額が最終的に幾らになるかよくわからない、また期限についても、無期限の契約があったりして、ある日突然、莫大な額の保証を履行せよという話がある仕組みについては、当時、大変な社会問題になりまして、10年ほど前に包括根保証は禁止するという事で、保証契約には期限とか極度額、限度額を必ず設けなきゃいけないということが決まりました。

ページをめくっていただいて2ページ目でございますが、保証人の中でも、いわゆる連帯保証、第三者保証人の問題については、こちらも従前の中小企業金融の世界ではある種当たり前の慣行であったのですけれども、2006年3月31日に、政府系金融機関については、こういうものをとるのはやめようとして決めまして、さらに2011年7月に、民間金融機関についても、第三者保証については原則徴求しないことを決めてきたというのが今までの取り組みでございます。今回、新しく経営者の本人保証についてどうするかという議論を、去年の正月、年明け以降、金融庁と中小企業庁で議論してきて結論が出たということでございます。

その前に、ちょっと簡単に状況を説明させていただきますけれども、3ページを飛ばしていただいて、4ページをごらんいただけますでしょうか。経営者保証の現状ということで、昨年、ちょうど1年ぐらい前に中小企業庁が行ったアンケート調査でございます。1,500社ぐらいから回答をいただいております。無借金の企業が4分の1でございますけれども、借金をしている企業のうち9割弱の中小企業は経営者が本人保証をしている。すなわち、会社と一蓮托生の状態になっている。

次の5ページをごらんいただくと、そのときに小さいところだけではなくて、相当大きい会社、従業員が100人を超えるようなところでも4分の3が個人保証をしている。300人を超えるところは、製造業のイメージで言うと、売り上げで60億円を超えてくるような会社で、数十億円もしくは数百億円の借金をしている会社でも、経営者の3分の1は個人保

証をしている。

ページをおめくりいただいて7ページをごらんいただけますでしょうか。その際、個人の資産と比べてどうかということを知っています。個人の資産と比べて多い方が半分、それから個人資産と同じぐらいという経営者が20%ということで、およそ70%の経営者は、潜在的には事業がうまくいかなくなると根こそぎ保証でというリスクを抱えつつ事業をしているということでございます。

実際に会社が倒産した局面で、再生のケース、すなわち金融機関が債務をカットして事業の継続をさせてあげようというケースに限定して聞いておりますけれども、会社が倒産して個人の財産で会社の借金を返していかなくちゃいけないという局面に陥ったときに、どれぐらい手元に財産を残してもらいたいかということですが、8ページは金融機関に聞いたデータでございます。

破産手続に入れば、御案内のとおり99万円の自由財産、これは拡張が認められるケースもありますけれども、残るという状況のもとで、裁判所に行かずに金融機関と相対で交渉して整理したケースでございますけれども、自由財産相当部分も残さずに全ての資産提供を求めるというケースが3割ぐらい、それから一定の経営責任を果たしていれば、逆にその自由財産を超える財産を手元に残すこともあるというのが29%。自由財産を除く全ての資産提供を求める。自由財産は残すけれども、それ以外の資産提供は求めますというのが4分の1ということで、ケース・バイ・ケースでさまざまな判断が現場ではなされているということでございます。

逆に中小企業の経営者のほうに同じような質問をしたのが、その下の9ページでございます。まして、実際手元に残った金額もケース・バイ・ケースで大きくばらつきがあります。3,000万円以上残ったというケースから、100万円も残らなかったというケースまで多様であるのが現状かと思えます。

11ページをごらんいただけますでしょうか。そうした中で、この問題をちょっと難しくしておりますのが、第三者保証と違って経営者個人保証をやめると、中小企業金融の世界で支障が出るのではないかとということがよく言われております。これが裏づけるデータになると思うのですが、中小企業の経営者に、例えば本人保証を出さないと金利が上がるかもしれません。そのことについてどう考えますかということを知りたいものでございます。

上の棒グラフをごらんいただくと、金利が上昇するなら保証廃止は不要ということで、金利が少しでも上がるくらいなら個人保証をしたほうがいいという方が37.2%。0.5%以内の上昇なら保証を外してほしいけれども、それ以上増えるくらいなら個人保証をしたほうがいいという方が30%ということで、およそ7割近くの方が、0.5%以上金利が上がるくらいなら個人保証したほうがいいという考えだということでございます。借入可能額になると、その割合がもう少しふえて、借入可能額が少しでも減るくらいならば個人保証したほうがいいという経営者の方が4割。10%以上借入可能額が減るくらいなら保証したほうがいいという方が34%、合わせて75%ぐらいの方がそういうお考えでいらっしゃるというこ

とでございます。

12ページをごらんいただけますでしょうか。そうした中で、昨年1月以来、中小企業庁と金融庁と共同で、個人保証の在り方に関する研究会という研究会をスタートさせまして、5月に結論を得ている。安倍総理のスピーチもあります。説明は省きますけれども、再チャレンジがきちんとできるような社会にしていかなきゃいけないということで、総理も自分の言葉で相当語っていただいているということでございます。

13ページの上、字が小さいですが、ごらんいただけますでしょうか。個人保証（経営者本人保証）の問題はなかなか難しいと申し上げたのは、経営者の本人保証自体、ある種中小企業の実態を踏まえた面が少しあるということでございます。例えばよくあるのは、中小企業を経営している方は、会社がもうかっているときに個人に対する貸し付けとか経営者の報酬という形で、社外に資金を流出させる。

そのかわり、会社が倒れそうになると私財を投じて会社を支えるといったスタイルの経営者はよくいらっしゃるのですけれども、逆にそういうやり方をしていると、金融機関から見ると、会社と個人、両方押さえておかないとお金が稼げないという事情があったり、もしくは中小企業は正しい財務情報がなかなか出てこないということだと、不測の損害をこうむる可能性があるので、経営者を押さえることでガバナンスを強化せざるを得ない面があって、そこが問題を難しくしているということだろうと思います。

その一方で、そういう考えで融資していることが続いていると、中小企業のサイドからすると、平時経営している方が、会社が明日にも倒産すると。そのときに個人の財産で払わなきゃいかぬということを、日々リアルな話として感じて経営をなさっている方は少ないのだと思います。そういう背景もありまして、経営者からすると、そうは言っても最後は自分の人生をかけてやっているのだから、うるさいことをごちゃごちゃ言うなということになりがちではないか。金融機関のサイドからしても、個人保証を出して、最後は家屋敷もかけてやっているのだから、ある程度任せても大丈夫じゃないかということになっていないか。

金融庁も同じだと思いますけれども、我々中小企業庁の立場からすると、本当は中小企業を経営するときに、事業の将来像、こういう事業計画でやる。財務状況はこうです。したがって、これだけお金を貸してくださいという話をし、金融機関サイドもそういうものをきちんと受けとめて、資産があるから貸すということではなくて、企業にちゃんとお金を出すことを考えていただきたい。個人保証がそういう取り組みを阻害しているのではないかという問題意識を持ちまして、さらに言えば、先ほど申し上げたとおり、再チャレンジの阻害要因になっている。リスクが高まって、なかなか創業する人がいない。

特に、中小企業の経営者もだんだん高齢化しておるのですけれども、事業承継の局面で、息子・娘が相続という形で継ぐ場合は別として、例えば従業員に会社の後を継いでほしいと思ったときに、それまで月々幾らで働いていた人に、会社の借金が20億円あるのだけれども、保証が要るということになると、仕事としてはやる気があっても社長は引き受けら



れないというケースが最近ふえているように聞いております。そういった諸問題を解決していかなければいけないということで、今回、ガイドラインを作成したというのが背景事情でございます。

最後に、今回決めたガイドラインのポイントを説明させていただきたいと思います。15ページ、16ページに、すごく細かいのですが、今回のガイドラインの概要をつけてございます。中身が2つに分かれておりまして、まず保証契約を結ぶ。すなわち、融資を受けて個人保証契約書に判こを押すという局面でございます。その状況においては、さっき申し上げたような事情で、金融機関サイドもしくは中小企業サイドから見ても、ある種個人保証を出すことに、合理性と言うとちょっとあれですけども、理由があるという面もありますので、逆に中小企業もその理由をなくすような努力をしてください。

例えば会社の資産と個人の資産をきちんと分けて、事業に必要な資産は会社に持たせる。もしくは、事業に必要な形で個人に資金を流出させることをしないという体制をつくっていただく。もしくは、財務諸表については正確なものを定期的に出していただくといった御努力をいただき、そうした努力をした中小企業については、個人保証をとらずに融資をする。もしくは、代替手段という言い方をしているのですけれども、停止条件付きの個人保証契約というものがあまして、ちょっと難しい言葉なのですが、中小企業と経営者に約束をしてもらおう。

それはどういう約束かという、例えば定期的に正確な財務情報を開示しますとか、金融機関に黙って重要な財産を売り払ったり、担保を設定したりしない。もしくは、事業上必要のない資金を社会に流出しませんとか、そういうある種定性的な経営姿勢に関するような約束をしていただく。その約束を守っている限りは、再度会社が倒産しても個人保証は追求しませんというやり方もございまして、そういった形で、変なことをしたら、最後、個人保証というものがあるのだけれども、きちんと経営している限りにおいては個人保証を追求しませんよというやり方で個人保証の格好を見直していくということを、金融機関サイドにおいても努力するということを決めております。

特に、事業承継とかの局面では、自動的に後継者から保証をとるのではなくて、この会社は保証しないとお金を貸せない会社なのかということを見直していただくということもあわせて決めております。

また、金額についても、従前ですと会社が100億円借金していれば、自動的に100億円の個人保証ということであったのですが、その部分も個人の資産も皆、勘案しながら、適正な金額の決め方ということについて、きちんと努力していくことをあわせて決めております。やむを得ず保証をとる場合であっても、金融機関サイドがきちんと、なぜあなたから保証をとらなければいけないのかということ。もしくは、努力すれば個人保証なしで貸せられる会社になる可能性があるということを見直していただくということが、契約時の話としてガイドラインに規定されております。

その上でもう一点が、保証債務の履行時、すなわち会社が残念ながらうまく回らなくな

って、会社の借金を個人の財産で返すという局面になった話でございますけれども、このポイントは、裏の16ページの下半分を書いておまして、早目に会社の再生とか整理の手続を開始していただけたら、少し多目に財産を残してあげましょうということがポイントになっております。まず、破産手続をとったのと同じ99万円というのは、最低限手元に残してあげる。

これは、別に早期の申し立てとかに関係なく、最低限残してあげよう。これの意味は、破産手続、裁判所に申し立てて破産することを嫌がる方はたくさんいらっしゃいます。特に地方にいるといらっしゃいますので、金融機関と私的な整理をする中で破産と同じような効果というのは最低限出していこう。その上で、早目に整理なり再生なりの手続に入っただけだと、これはちょっと想像していただければわかると思いますけれども、金融機関サイドからしても、ある種回収額がふえる効果がありまして、最後の最後まで頑張っただけで会社の中がすっからかんになってからバンザイするというケースよりも、早目に計画的に再生する。

もしくは、スポンサーを見つけて事業を売り払っていく、在庫処分をしていくことをやれば回収額がふえていきますので、その範囲内で当面の生活費、これは雇用保険を参考にするということになっておまして、年齢に応じて100万円から360万円ぐらいになるのですけれども、3カ月から11カ月の生活費というのを99万円に加えて残してあげることを検討しよう。さらに、特に住んでいる家にこだわる方が多いので、家についても華美でない自宅であれば、例えば分割払いをするような考え方で、当座の生活収入を勘案しながら一定額を払ってもらえれば住み続けられるように検討しましょうといった中身を決めてございます。

このガイドライン自体は、一応民民の紳士協定のようなものでございまして、全国銀行協会、全銀協と日本商工会議所が事務局になりましてまとめたものがございますけれども、金融機関も自分たちが参加してつくったもので、当然自分が決めたものは自分たちで守るという立てつけになっております。なかなか1人でやり切れる話ではありませんので、中小企業向けに専門家の派遣を含めて相談窓口を設けるといった形で、我々としても応援していきたいと思っております。自殺の原因としても相当大きな割合を占める話だと思っておりますので、自殺対策の局面で御活躍いただいている皆様にも、こういったものができたということをぜひ御理解いただければ非常にありがたいなと思って、きょう、御説明させていただきました。

とりあえず、私の説明は以上でございます。ありがとうございます。

○樋口座長 どうもありがとうございました。

ただいま、全体としては非常にボリュームのあることで、その要点を御説明いただきました。余り時間はないのですが、もし御質問がありましたら。どうぞ。

○中山委員 ありがとうございます。

質問というか、半分お願いなのですが、素晴らしいことだと私は思います。こう

いう個人保証の見直しについて、せいぜい周知していただきたいと思います。

もう一つ、これはお願いなのですが、個人保証部分について官民で社会的な保険みたいなものがないか。それができると、破産しても個人保証は保険で支払われることとなりますので、これは債権者にとっても大変いいことだと思います。もちろん保険をするということで事前のコストがあるわけですが、これは広く官も入って、民と銀行も入って、金融機関の側も入って、広く薄くで、いざというときは個人保証の分についてはみんなで保険で拠出しようよという形でできると、八方よしの面もあるのではないかと思います。十分詰めた議論じゃないですが、ぜひ問題意識を持っていただければと思います。

○樋口座長 はい。

○三浦中小企業庁金融課長 周知については、おっしゃるとおりしっかりやっていかなきゃいけないと思っております。今、一生懸命取り組んでいるところです。ここにお邪魔したのも、ある種その一環という意味でございます。皆様方の活動の中でもぜひこの話を広めていただければありがたいと思います。

それから、2点目の保険なのですが、時々そういう議論が出るのですが、非常に難しいのは、どうやってモラルハザードみたいなものを防止するかということでございます。ある種、逆選択みたいなものがどうしても働きやすい仕組みになってくる。もしくは、フリーライドが発生しやすい仕組みになってくるということはすごく難しい。要するに、いいかげんに経営をする人ほど得をするみたいなことに、制度設計していてもなってしまう面があるものですから、いろいろ検討したことがあるのですが、現時点では悩ましいなというのが我々の感触でございます。

○樋口座長 どうぞ。

○中山委員 得の話があったのですが、これはゼロからプラスになる得じゃなくて、マイナスでこれでどうなるかというところをゼロに持っていく得ですね。だから、そのところは、得というよりセーフティーネットの話だと思うのです。そこは、そういう凹凸ができて、社会的な合意を得られやすい分野ではないかなと思うので、さらに御検討いただければおもしろいのではないかなと、素人の発想ですが、思います。

○三浦中小企業庁金融課長 済みません、ちょっと詳細ですが、お配りした資料の最終ページ、19ページをごらんいただくと、小規模事業者については小規模企業共済制度という制度があります。もともとの趣旨は、小規模企業の経営者はお金を積み立てて、商売ができなくなった後の生活のための退職金みたいなものを用意するのは難しいということで、その退職金を自分で事前に例えば月々7万円積み立てていると、積み立てた金額が税額控除されるという制度でございます。何年もやっていると同額の額が積み上がるということです。

共済金を受け取る権利が差し押さえ禁止財産になっていまして、例えば小規模事業者の方であれば、事業がうまくいかなくなって、個人保証も含めて、最悪破産手続に行かなく

やいけないような状況になっても、そこに積み立てたお金は残るという仕組みがございます。これは、先ほどおっしゃった話にすごく近い話なのではないかなという気がします。他方、大きい中小企業になってくると、1回の倒産で、下手をすると何百億円というオーダーで金額が出ていくときに、個人保証というのは会社の借金を返すということなので、その借金を保険でカバーしていったときに保証料が相当高額にならざるを得ない面があるかなと思っておりまして、そこが一番悩ましいところだと思います。

御趣旨はよくわかりますので、引き続き考えていきたいと思えます。

○中山委員 金融機関とか国民負担とか。金融機関にとっても絶対メリットがあると思えます。金利が高くなれば、その分借りなくなる。借りなくなることによる規模の縮小の面とかと比較すると。

○三浦中小企業庁金融課長 おっしゃることはわかるので、引き続き考えていきたいと思えます。

○樋口座長 どうぞ。

○清水委員 これは、今、個人保証がついている人はどういう。

○三浦中小企業庁金融課長 済みません、説明をちょっとはしよったのですけれども、今ついている人については見直しの条文が入ってまして、ガイドライン自体、2月から適用されていまして、既に保証している人についても、見直しの相談に来ればきちんと同じことをやるということが決まっています。

○清水委員 では、見直しの相談に行くように促すことも重要になってくる。

○三浦中小企業庁金融課長 はい。

○樋口座長 それでは、御説明いただきまして、どうもありがとうございました。

ちょっと時間が押してまいりましたので、先へ進めてまいりたいと思えます。先ほどの続きでございますが、委員からの提出、あと5名ほどいらっしゃいますので、手短にそれぞれお願いしていきたくと思えます。

それでは、坂元委員からお願いいたします。

○坂元委員 お手元の茶色い冊子、簡単に説明させていただきたいと思えます。

自殺といいますと、精神科での調査ということが盛んに行われているわけですが、川崎市では非精神科の医療機関を対象に調査をさせていただきました。なお、この調査においては、帝京大溝口病院の張教授にコンサルをいただいたということでもあります。川崎市内には1,500近い医療機関がありまして、そのうちアンケート調査をしたところが500、回収率は少ないのですけれども、37%ぐらいです。

それで、現在、非精神科の先生たちにうつ病の初期診療をしていただくということで、うつ病の対応能力向上研修というのをやっているのですが、これが4ページで、その認知度が30%と、余り高くなかったということで、この辺も行政機関はもうちょっと一生懸命やらないといけないのかなということを感じています。

それから、7ページに非精神科の先生が精神科のほうに患者さんを紹介した場合、その

紹介加算というのが取れるのですけれども、この制度を知っている先生が20%しかいなかったということで、精神科と非精神科との間の連携がまだ不十分だということかと思えます。

あと、時間がないので簡単に。17ページは我々もちょっと意外だったのですが、非精神科の先生の4人に1人が自称自殺未遂に過去1年間に遭遇しているということ。それから、3分の1弱の先生が自分の持っている患者が過去に自殺しているということを経験しております。これは我々もかなりびっくりした数字で、今まで自殺のフォーカスが精神科に当たっていたのですけれども、非精神科領域でもこれだけの問題が生じていることだと思います。これは、486名中150名の先生が過去に自分の患者が自殺したことがあると答えている。つまり30%ですね。自殺のうち、多くの人が非精神科領域にかかっているかもしれません。もちろん、中には精神科に併せてかかっている人もいるかもしれませんが、今後、こういう領域に関して我々もフォーカスを絞っていかなきゃならないのかなと我々としても改めて考えさせられる数値でございました。

以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。貴重なデータ報告をいただきました。

次は、清水委員。

○清水委員 私は、きょう厚労省の担当の方も来ていらっしゃるので、手短かに申し上げますけれども、今、自殺対策における課題の一つとして、27年度から制度が義務化される生活困窮者自立支援制度と、どう自殺対策を連動させていくのかということが非常に大きな課題になっているのだと思うのです。御承知のとおり、自殺の背景には経済・生活問題が非常に深くかかわっていますから、そうした経済・生活問題を抱えていて希死念慮を抱いている人も、この制度によって義務化される自立相談支援事業の総合相談窓口に来る機会が恐らくふえるだろうと思います。

そうした人が来たときに、法的な支援あるいは生活支援だけでなく、しっかりと自殺対策として希死念慮にも対応できるような体制を組む必要があるのではないかと思いますので、厚労省と内閣府、それぞれのラインで、現場で連携を促すような、通知なのか何かわかりませんが、現場にこうした制度と自殺対策をうまく連動してやっていくようにと、情報をぜひ流していただければと思っています。

今、自殺対策の現場の担当の方に聞いても、ほとんどの方が生活困窮者自立支援制度を知らないのです。もう27年4月施行が迫っているにもかかわらず。ですから、しっかりと両方のラインから同じ情報を投げかけていただいて、現場で生活困窮者自立支援制度と自殺対策の受け皿がちゃんと連携できるように、そうした形をとっていただけたらと思っています。

その3点の提案の一番下、3番目にありますけれども、これは基本的には福祉事務所設置自治体にこうした総合相談窓口の設置が義務化されるわけですけれども、これがうまく連携してネットワークが進んでいけば、自殺対策に非常に効果的なセーフティーネットの

確立が可能になるのではないかと思います。自殺対策として予算が限られている中で、新たに相談員を配置するとか、新たに何か担当部署を設けるというのは、現実的には非常に難しい中で、この生活困窮者自立支援制度をいかに自殺対策に資するか、活用するか、貪欲に考えていく必要があるだろうと思いますので、ぜひこの1、2、3点を御検討いただけたらと思います。

以上です。

○樋口座長 ありがとうございます。3点の提案がされております。

それでは、杉本委員、お願いいたします。

○杉本委員 杉本です。時間も限られておりますので、配付させていただきました子どものつどいのリーフレットと、自死・自殺、表現のことはお読みいただけたらと思います。

一番最後に、家族の自殺に関するかなり詳細な情報が当事者の承諾なしにネット上に掲載されているという、新しい、とても困難な相談があります。当事者の方々の衝撃と心痛は非常に大きく、ぜひその対処について皆様のお知恵と力を出していただきたいと思います。

今まで問題となった心理的瑕疵の物件というのは賃貸とか不動産の売買を伴うものだったのですが、自己所有で引っ越しや売買の意図のない場合にも掲載されていることがあるのです。

昨年見直しが行われました大綱でも、心理的瑕疵物件に関しては法的な対処も含めて検討すると新しく入れられました。死因はプライバシーとして守られなければいけないものであり、どのように情報が流れたのか、どのような対処が可能か、一民間団体で相談に応じられるような内容ではないので、十分な検討をお願いしたいのです。

○樋口座長 ありがとうございます。非常に重大な事実であると思いますけれども、どういうところからそれが実際に情報として流れたかというあたり、なかなか難しいのでしようけれども、何か参事官のほうでございませうか。

○田邊内閣府自殺対策推進室参事官 今、座長がおっしゃったように、どこから漏れたかというのがわからないので、軽々にはなかなか言いがたいですけれどもね。

ここに3点書かれていますけれども、まず公的機関から公表するというのはあり得ないということがまずあって、公的機関であれば情報管理は徹底されているはずです。それ以外に裏の情報源のところ为例示として葬儀社と書かれていますけれども、ちょっと見てみたら葬儀社でも協会みたいなものがあるって、個人情報保護のガイドラインにのっとってきちんとやる。不動産業も同じなのですね。ですから、そういったところがきちんと遵守されている限りは、そういうところから漏れてこうなることはない。一方、私もわからないのですけれども、御近所にどうしてもわかってしまうこともあるのかなと。そういったところから伝わる可能性もあるのかな。どこから伝わったかわからないですが。

そういったことを考えてみると、お話いただいた件の問題点について、制度的にはきち

とやられているということで、それ以外のところでどうするかということは非常に難しいと思うのですけれども、御遺族の方の心情みたいなものが世の中で広く理解されて、世の中全体で配慮していくことによって、こういったことがなくなっていくということなのではないかと考えています。ですから、制度的に何かやれることはもう既にやられているというのが現状で、それ以外にいかに世の中でこういった御遺族の心情・不安に対応していくかということが大事なのかなと。そういったためにいろいろな機会を通じて、我々としても情報提供をやっていくことも考えていくのかなと。

○樋口座長 どうぞ。

○清水委員 私もサイトを見たのですけれども、これは個人が情報提供して整理しているというたぐいのものではありません。一まず警察庁と国交省あたりにどういう実態なのか調査していただいて、その中でできること、できないことがありますと思います。最終的にできないという判断になるのかもしれませんが、まずはどういう事態が起きているのかということ、内閣府が中心になって、警察庁と国交省も含めて、ぜひ調査していただきたいと強く思います。

○田邊内閣府自殺対策推進室参事官 警察庁さんなり国交省さんで、こういう調査する余地があるかどうかお答えいただきたいのですけれどもね。

○樋口座長 いかがでしょうか。国交省と警察庁のほうから、今の調査に関する要請がありますけれどもね。では、警察庁のほうから。

○警察庁 警察庁でございますけれども、実態調査をどこの部署でやるのかも含めまして、持ち帰りまして検討させていただきたいと思います。

○樋口座長 国交省のほうはいかがでしょう。

○国土交通省 同じ回答になります。

○樋口座長 では、持ち帰っていただいて、検討していただく。どうぞ。

○武井委員 組織として一致した考えじゃないのですけれども、これは弁護士として考えれば当然名誉棄損になるので、名誉棄損の場合には事実であったとしても公益目的がなければ当然違法ですから、そういう意味では民事上の差し止め請求とか刑事上の告訴手続が当然可能だと思います。ただ、先ほどの弁護士の自宅の住所までさらされるということだとすると、個人の弁護士が個々に取り組むのではなくて、例えば日弁連が弁護団を結成して取り組むということも場合によってはあり得ると思うので、これは具体的な情報をぜひこちらにいただければ日弁連でも検討したいと思っております。

○樋口座長 どうぞ。

○杉本委員 制度的には全てできていると、さっき言われましたけれども、心理的瑕疵については法的な対処も含めて検討するということが大綱で盛り込まれたわけですから、ぜひそこを進めていただきたいと思います。

○田邊内閣府自殺対策推進室参事官 これは心理的瑕疵物件と違う話だと理解しています。

○杉本委員 心理的瑕疵があるから、こういうことが起きるのではないですか。

○田邊内閣府自殺対策推進室参事官　そもそも、これは賃貸でも何でもないのでですね。個人の持ち家なのでですね。

○清水委員　賃貸の場合も含まれています。

○田邊内閣府自殺対策推進室参事官　でも、この案件はそうではなかったということですね。

○杉本委員　はい。

○樋口座長　まずは、先ほどの警察庁と国交省のほうで調査に関して持ち帰って検討して、その上でどういう具体的な対策がとれるかというところへ話を進めていただく。よろしいでしょうか。

ちょっと時間が押しております、申しわけありません。今、6分ほどオーバーしております。あと多分10分はかかるかと思っておりますので、御容赦いただきたいと思っております。

次に進みます、田中委員、お願いいたします。

○田中委員　田中でございます。お手元の資料をごらんいただきたいと思っております。時間も押しておりますので。

先ほど杉本委員がおっしゃったことは、私も知っておりまして、ひどい内容で、個人名も書いている本人は顔写真入りで堂々と出していますので、すぐわかると思っております。住所も全部わかるようになっていて、会社なのですぐわかるようになっています。ぜひごらんになっていただければと思います。仙台市も結構あって、知り合いのところを見たら個人の持ち家なのでですね。絶対わからないはずの情報も流れているのです。警察の一部の人しかわからないし、御近所さんに全然言っていない事柄も全部流れていて、住所と写真入り、地図入りです。そして、例えば殺人が起きたとか、焼死とか縊死とか、その内容まで詳しく書いてあるので、どこからか詳しく流れていなければ、そんな情報は普通は。

沖縄から北海道まですごいですね。仙台でも何十件とあります。東京は千何百件という感じです。ほとんど新しい情報だけです。なので、ぜひ調査していただければと思います。私もここに調査していただきたいと書かせていただきました。

あとは、読んでいただければと思っております。修正案なども出させていただいておりますので、御検討いただければと思っております。

そして、余談ではございますが、いろいろ議論はございますけれども、地方自治体のほうは進んでおりまして、「自殺」から「自死」という言葉ですね。法律用語は変えられないし、例えば自殺対策基本法とか自殺の統計という言葉は変えられないけれども、地方自治体としては遺族に配慮して、鳥取県、島根県に続いて宮城県も県庁として検討して変えていくということで、1月に御回答いただきました。そして、政令都市で初めてだと思っておりますけれども、仙台市も市長のほうからそういう回答をいただきまして、3月までにどのようなところを、どのようにして変えていくかということをも局として検討していくということで、少しずつ進んでいるなと私は思っております。

いろいろ御意見はあるかと思っておりますけれども、地方自治体としてはちょっとずつ進んで



いるなと思っております。ぜひ、そののところも頭の片隅に置いていただけたらと思っております。

あとは、資料をごらんになっていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○樋口座長 ありがとうございます。

続きまして、中山委員、お願いします。

○中山委員 ありがとうございます。手短にさせていただきます。

4つほど出させていただいていますけれども、総じて言って、この4月には消費税増税があるということで、経済的弱者の方々に逆進的な負の影響がかかってくるということで、政府を挙げて懸命な取り組み。国を挙げて、我々地域、民間の皆さんを挙げてやらないといかぬことだと思っています。

1の基金の話については、前回のとおりで、ぜひお願いしたいと思ひますし、御検討もいただいていると思ひます。

それから、自殺総合対策会議と本会議の連携、あるいは本会議のさらなる、断続的などという話ですけれども、先ほどの続きで少し触れると、時間の制約がきょうのようにありますので、結局3回になると3往復の議論ですね。そこでどこまで詰まった議論ができるかということがあるので、ぜひ継続的な場をいただければと思ひます。例えば、今、杉本さんがおっしゃったような本当に大切な話についても、預かるということですが、いつ返ってくるのですか。6月なのですか。そうじゃないでしょうかということがあると思うのです。こういうこと1つとっても継続的に協議して、そして政府として対策を打ち出して行って、世の中でしっかりとした取り組みをしていくことが大切だと思ひます。

3番のネットワークの話は、先ほど清水委員がおっしゃったとおりでありまして、ぜひともこういう形でネットワークをお願いしたいなど。当該自治体の住民の皆さん中心にというのは、当然そうなのですが、自分の自治体では顔見知りがあつて、特に田舎ですと相談しづらいつというケースを、他の自治体で受けてくれるということであれば行けるという場合もケースによっては、人によってはあると思ひますし、お互いが受け合うような仕組みを積極的につくることで、この分野を国を挙げて、自治体を挙げて、民間を挙げてやっているのだという社会的な雰囲気醸成されてくるということで、これが大いに対策につながるのではないかと思ひます。このためにも、調整基金みたいなものを設置して、偏りを修正するような仕組みをぜひお願いしたいと思ひます。

4番、生きる支援のための保険創設の検討ということで、先ほど少しありましたけれども、読んでいただいたとおりでありまして、ぎりぎりの事情に至った場合、事実的な認定は難しい課題があると思ひますけれども、亡くなられてから出るということではなくて、生きるためにお金が出るような仕組みをぜひ官民挙げて検討していただきたいと思います。そうすると、御家族の方にとつても、また債権者にとつてもいいのではないかなということ、先ほどの中企庁の御説明がありましたけれども、ぜひ中企庁・金融庁で検討していただきたいと思います。

以上です。

○樋口座長 ありがとうございます。

それでは、宮野委員、お願いいたします。

○宮野委員 宮野でございます。

前回、第1回から今回まで、薬剤師会としまして、開いていただいて3枚目の横書きの資料の研究課題をいたしました。「薬局を情報源とする処方薬乱用・依存の実態把握に関する研究」を嶋根研究員と日本薬剤師会、埼玉県薬剤師会、兵庫県薬剤師会で行いました。今はまだ研究途中なのですが、薬剤師向けのゲートキーパー研修会を実施し、データをいろいろ収集しましたところ、知識や自己効力感の定着ぐあいを調べるとともに、研修前後で実際の行動の変化をしっかりと把握いたしました。

そのゲートキーパー研修会の内容が、最初のページに書いてあるものです。患者との信頼関係が最も重要とはいえ、1人の薬剤師ができる支援には限界がありますが、自殺リスクの高い患者を薬剤師1人が抱え込むことは、患者、薬剤師の双方にとって危険です。そこで、適切な支援へのつながりが重要となります。処方医へのつながり、精神保健福祉センターへの地域メンタルヘルス支援へのつながりを重要だと説明し、研修会を行いました。まだまだ動き始めたところで、現在フォローアップ中で、6ヶ月後に知識や自己効力感の定着や、行動の変化を検証する予定ですので薬剤師のゲートキーパー研修会も見守っていただきたいと思います。

以上です。

○樋口座長 ありがとうございます。薬剤師会での取り組みということでございます。

それでは、向笠委員、お願いします。

○向笠委員 向笠でございます。

お手元の資料は、福岡県の臨床心理士会が緊急支援という活動を行った10年分ぐらいの記録を整理したものです。緊急支援というのは、学校で非常に大きな、動揺が強い事件・事故、死亡事故があったときに、学校の依頼を受けて県の臨床心理士会がチームを組んで、学校が主体的に活動して学校本来の機能を回復することのための後方支援を行うという形で、緊急支援というネーミングを使っております。

10年の中で構築されたプログラムが表1です。対象は、教職員、児童生徒、保護者という3つの柱で、このようにプログラムが稼働しております。これが3日間のプログラムで動いていくという形になります。

システムは、図1です。事件・事故は、もちろん対象は自殺なのですが、一番多いのが自殺ですが、学校で起こったときに、学校もしくは教育委員会等から県の臨床心理士会に連絡を受け、学校が主体的に活動できるようにバックアップするために、その地域が緊急支援チームをつくって学校にサポートに来るといった形になるのが、この図1 緊急支援の流れでございます。

実際にこの数を概要として出しますと、2枚目ですが、オリジナルの分は2006年で途切

れておりますが、表2をごらんください。2011年度までのものが途中で切れております。緊急支援総数が182件。これは、整合性がとれた分です。2000年が11月からスタートしておりますので、実際は2001年から動き出している状況でございますが、その10年から11年のうちの4分の1、25%ですね。数からいくと46件が子どもの自殺もしくは自殺未遂でございます。この計算からいくと、福岡県では整合性がとれている数は、年に4から5件、小・中学生が自殺しているという数になります。

これが県内で整合性がとれて、我々が10年以上の活動でとれている数字で、我々は学校コミュニティという考え方で、学校は公立であればコミュニティ全体を支えるというプログラムの内容で動いているわけですね。実際に白書で子どもたちの自殺等のケアに入るとい形が出ております。本日、平成24年、小学校8名、中学校78名の自殺が起こったというデータを出していただきましたが、これは果たしてケアに入っている数と受け取ってよろしいのでしょうか。わかりませんので教えてください。

福岡県では、この流れである程度の形のサポートをするということで、実際には群発自殺は避けられていますが、何とかやっているという現状でございます。もちろん、全国でプレゼン、県の臨床心理士会で同じような活動をやっているのですが、これは表面にデータとして出せるものではないので、ここでわかっている限りものです。このデータとして、実際サポートには入っているのでしょうか、教えてください。

以上です。

○樋口座長 ありがとうございます。

今のことについては、何かお答えがすぐ得られますでしょうか。

○文部科学省 文科省です。済みません、御質問をもう一度お願いいたします。

○向笠委員 1つは、学校内で小・中学生の自殺が起こったときに、緊急支援等で心のケアに入ることが望ましいという指針が出ております。それは、平成24年の自殺の数字からいくと、小学生8名、中学生78名が亡くなっているというデータをきょういただきましたけれども、これらの案件は、福岡県で起こっているかどうか、この中に入っているかわかりませんので、案件としてサポートは入っているのでしょうか。ここの学校の子どもたちは、心のケアを受けているのでしょうか。

○文部科学省 まず、きょうお示ししているデータは、多分内閣府のほうから出しているデータだと思います。実は、それとは別途、文部科学省のほうは学校が把握している自殺者数というのをとっておりますが、残念ながら内閣府の把握している数字よりやや低い状況になっています。したがって、その差分については、実際問題、学校で把握していないということで対応ができていない部分がございます。学校が把握しているものについても、実は自殺の状況について、委員の高橋先生が座長をしている調査研究協力者会議で実態調査を今、いろいろ行っているところでございます。

実際に自殺があったときにどんな対応をしているかも含めてやっておりますが、さまざまなケースがございます。御遺族との関係で、学校の対応がなかなか十分にできていなか

ったり、学校の中で余り公表しないようなケースも含めて、実態をいろいろ調べているところでございます。ただ、背景調査では、心のケアも含めて実態調査を行うような指針を出しておりますので、引き続きその背景調査を各教育委員会に徹底するようにしていきたいと思っております。

○向笠委員 よろしくお願いたします。

○樋口座長 それで、今までの委員からの提案に関しまして、一部、既に警察庁、国交省で持ち帰ってということでございました。そのほかのところに関しまして、参事官のほうからコメントが今の段階で何かありますでしょうか。

○田邊内閣府自殺対策推進室参事官 清水委員の御提案の生活困窮者自立支援法で一言だけ。

これは先日、金融庁さんと消費者庁さんでやっている有識者懇談会、私もオブザーバーとして参加してきて、そこで一つの重要なテーマとして自立支援法の話が出ていました。そこでスキーム図とかもお示しいただいたのですけれども、まさに御提案のように、自殺対策も含めて総合的にやっていくというスキーム図になっておりまして、そういう形で進んでいるのかなということ。一方、これは自殺対策の現場にもお伝えしてくださいということなので、おっしゃるとおりだと思っていて、我々のほうでも自殺対策所管課長会議という場でも情報提供していきたいと考えています。

あと、個別には申し上げませんが、全般的に我々としても、この場というのは先ほど申し上げましたけれども、現大綱の推進ということで連携協働を推進していく場として考えています。その意味で、ここでの議論も重要だと思っていて、今回もこういった資料を出していて、我々としても真摯に議論していきたいと思っております。いろいろ御不満の点もあろうかと思っておりますけれども、我々もこの場を通じて自殺対策をより向上させていきたいと思っております。そこは、そういうふうにお考えいただければ幸いです。

○樋口座長 ありがとうございます。大分押してしまいましたが、最初のころは時間が随分早く進んでいると思ったのですが。はい。

○清水委員 確認なのですが、杉本さんの資料は、この場限りということですか。

○樋口座長 回収ということですね。

○清水委員 あと、きょうメディア関係者の方がもしいらっしゃったら、これは報道されると逆に拡散しかねないので。

○樋口座長 メディアの方、いらっしゃっていますか。

○清水委員 いらっしゃったら。

○樋口座長 報道の対象にしない。

○清水委員 ということと、この会議の傍聴の募集が、今回は手続のあれがあったのかもしれないんですが、公募の提示がされた翌日に締め切りという状況だったようで、傍聴に来たかったのだけれども、来られなかったという声が私のところに何人か寄せられてきましたので、時間的猶予をできるだけ持ってやっていただくようにしていただければ。何かルー

ルがあるのか、ないのかわかりませんが、そこはぜひ。

○樋口座長 そこは事務局のほうに確認いたします。

はい。手短にお願いします。

○五十嵐委員 五十嵐でございます。

2点、手短にですけれども、労働の問題にきょうは全く触れずにいたのですけれども、私、まだこの会議の進め方がよくわからないのですが、組織団体ですと、こんなことをやりましたといろいろな資料を出すのはわかるのですけれども、労働の所属の委員が何人かいるのですが、この委員会が大綱を進めるためにあるとすれば、今のような、うちはこういうことをやりましただけでは、評価というところまでなかなかつながらないのではないかと思います、進め方について、多岐にわたっている。労働の場合は多重債務もあります、うつ病の問題もありますけれども、そういうところをどのように戦略的にここで意見交換したらいいのか、私、ちょっと不明でしたので、そこを明らかにしていただきたいと思っております。

あと、データなのですけれども、総数は出ていますが、3万人を超えたときには、97年から男性の数が経済状況に合わせて非常にふえているわけです。その中でも、特に労働年齢層の占める割合が非常に多いのですけれども、3万人を切った中で政策がどこにきいているか、まだ分析中ということなのですけれども、少なくとも職種とか年齢といったところで少し出てきますと、何がどのように減っているかというのは、私たち労働衛生に関する者たちは、少しはいろいろな政策との兼ね合いというのも図っていくこともできると思いますので、そのあたりのデータの出し方も次回はちょっと配慮していただければと思います。

つまり、評価というところをしていかないと、大綱にどのように進捗状況できいてきているのかというのがわかりにくいと思っております。

以上です。

○樋口座長 申しわけございません。この会議室が6時半に追い出されるそうでございますので。どうぞ。

○田邊内閣府自殺対策推進室参事官 1点だけ確認。杉本委員の資料を回収するということなのですけれども、議事録の扱いも全面削除ということでもよろしいですか。

○杉本委員 つくっていただいて相談させてください。よろしくお願いします。

○田邊内閣府自殺対策推進室参事官 はい。

○樋口座長 それでは、もう二、三分しかないので、次回のことを含めて事務局のほうから最後のアナウンスをお願いいたします。

○田邊内閣府自殺対策推進室参事官 次回は、先ほど申しあげましたように6月を予定しておりますけれども、また御案内差し上げます。よろしくお願いします。

○樋口座長 それでは、司会の不手際で30分近くも超過になってしまいました。本日はたくさんの方の御意見を頂戴いたしました。ありがとうございます。積み残しもございますので、またそれについては次回、あるいはそれまでに何かのアナウンスができるものはしていく

ということでございます。

では、きょうはお疲れさまでございました。ありがとうございました。